

【簿冊解説①】
社寺明細帳の成立

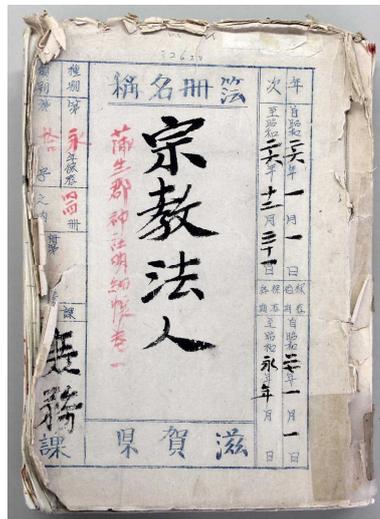
社寺明細帳とは、明治期から終戦直後にかけて、内務省と県に備え付けられていた、神社や寺院等の公的管理台帳のことです。祭神・本尊や由緒、境内の坪数などが記載されており、神社・寺院の歴史を調べる上で欠かせない基本史料となっています。本コーナーでは、その成り立ちをご紹介しましょう。

事の始まりは、明治三年(一八七〇)のことです。太政官は、同年七月二日に寺院明細帳、十一月二十八日に神社明細帳の作成を府藩県に命じました。いずれも年内の提出が指示されましたが、当時は管轄地の変動が激しく、翌四年十一月、大津県(滋賀県の前身)は、提出の遅延を願ひ出ています。その後、作成されたものから提出がなされ、県内全ての明細帳が提出されたのは、神社は明治五年九月、寺院は同七年四月のことでした²⁾。

ただし、この時の明細帳は、誤りが多く不十分な内容だったようで、明治十二年六月二十八日、内務省は再度、社寺明細帳の作成を府県に命じました。様々な祭祀施設を、神社・寺院・仏堂・遙拝所・招魂社・祖霊社の五種に分類した上で、郡ごとの編製を指示しています。

この内務省の指示を受け、県は十一月六日、改めて社寺明細帳の作成を戸長に命じています³⁾。明細帳は正副二通が作成され、郡役所では、戸長役場から

提出された明細帳を編綴の上、一部を県庁に提出、もう一部を郡役所で保管しました(郡本)⁴⁾。さらに県庁では、提出された明細帳をもとに二部清書し、翌十三年七月二十九日、一部を内務省に提出⁴⁾、もう一部を県庁で保管しました(県本)。同十五年五月十一日には、さらに追加分を同省に提出しています⁵⁾。現在本県で保管している明細帳には、この時作成された「郡本」の一部と「県本」の二種類があります。



蒲生郡神社明細帳(県本)【明す9】

県本としては、官幣社二冊【明す1〜2】、県社以下諸社一五冊【明す3〜17】、寺院二二冊【明す28〜49】、仏堂三冊【明す50〜52】、除籍簿四冊【明す25〜27、53】の全四六冊が残されています(合本含む)。その他、内務省への異動届が大量にあります⁶⁾が、当時は明細帳を修正する場合、同省への報告が義務付けられていたためです。帳簿には、その度ごとに朱筆で修正事項が書き加えられました。

明細帳は、郡市別に編製され、各冊の巻頭には町村・大字ごとの索引が設けられています。この索引

を見ると、町村合併や市制施行などで、郡域が変わる度に編製し直した跡を確認できます。最終的に現在の形になったのは、宗教法入法が施行される昭和二十六年(一九五二)のことで、市単位の明細帳は、大津・彦根・長浜の三市のみとなっています(近江八幡・八日市・草津は、昭和二十九年から市制施行)。

一方、郡本は大正十五年(一九二六)七月、郡役所が廃止された後、県に引き継がれた五冊【明す101〜104、106】が残されています(合本含む)。ただし、全てが移管されたわけではなく、蒲生・東浅井・甲賀・野洲の四郡のみとなっています。

県本と比べて特徴的な点は、遙拝所の明細帳(蒲生郡)が含まれているところです。遙拝所とは、ある神社の祭神を離れた場所から拝するための場所であり、明治十三年七月時点では、その明細帳が内務省に提出されています。ただし、大正五年八月の調査によれば、その後県内の遙拝所は、全て廃止されてしまった⁷⁾ようで、明細帳も県本としては廃棄されたものと見られます。

その他、郡本には戸長が明細帳を提出した際の添書も、合わせて綴じられているものもあります。県本・郡本の双方を確認することで、社寺明細帳の理解をより深めることができるでしょう。(大月 英雄)

1 雑書類編冊甲【明す575(41)】。
2 雑書類編冊甲【明す575(51)】、雑書類編冊乙【明す577(21)】。
3 「社寺二開スル本県令達」【明あ244(18)】。
4 「社寺明細帳編製及異動届書類」【明す56(13)】。
5 「社寺明細帳編製及異動届書類」【明す56(19)】。
6 「内務省文部省報告書類編冊」【大す195(9)】。